

申事願之。

一、諸役被仰付候儀器量次第、惣番より常々人を見立書出し候て、組合一々難知をば圖にて御定め、年々書出し置、入次第用申様に人柄を以被仰付候はゞ、人々嗜可申事願之。

一、惣別物毎儉約にして下を憐む者、御法度を守り忠節無欲正直なる者、諸人入札を以て御吟味被遊候はゞ、人々風俗自然に直り可申と願之。

一、大學・小學の師を立、善惡是非の節目を四方へ告教へ、毎々講習候はゞ人々不義の恥を知て、惡事を企るものと同心仲間敷と願之。

一、罰は軽くして小を戒め、賞は重くして先んずる古法を御用候はゞ、御威惠ともに立可申と願之。

一、民の職分を御吟味被成、國々用に立つ細工仕候者を、能き場所にて被爲置、其中にて上手には少充御扶持方被下、無益の費翫物等拵出候輩をば、被退置候様にと願之。

一、浪人其外旅人の困窮老弱男女共に、其役の者御定御穿鑿被遊、其人助申品々被仰付候はゞ、萬民難有可奉存と願之。

一、諸大名の息女縁邊の御沙汰被仰付候事、時過候方無之様に有御座度事。

附。御直參の小身の面々、手前に抱置候娘等、歳十二三以上縁邊の内奥方に被召置、女師を立て婦人の所作を學問いたし候様に被仰付候はゞ、風俗身上も次第に直り可申と奉存候。並若後家女子の頭に仕度と願之。

一、御直參の面々借金御穿鑿被遊、金子御借被下、五年程の内に上納仕候様に被仰付、毎年只今の半分程に身軽く仕候様に御定、其上にて少も奢申者は急度御法度御定候はゞ、諸人敬忠を感じ奢修おのづから治可申候間、鹿村細川

瀬々・今川了俊・織田信長此等可神、平手中務・青砥左衛門等迄協に祭之候はゞ、天道人心感應出來、忠義の士願可申事。

一、諸大名參勤、三年に一度程に被仰付、其間家老爲名代在江戸仕候様に、御法度有之度と願之。

一、町中其外所々に百姓を入、野菜作らせ申度と願之。

一、正直なる郡奉行被仰付、在々所々の民迷惑不仕候哉、常々御仕置有之度事願之。

一、惣領の子にても年三十より内、御供番被仰付、上方在

番は三十以上被遊候様に有之度事願之。

一、小十人組、年四十以上かけ走の御供は、次第に罷成間敷候間、段々大御番被仰付候様に有之度事。

附。惣て手前に抱置二番目以下の子共に、年十五以上には御扶持方被下候様有之度事願之。

一、何れの御役も、五年の内に替申様に有之度事。

以上

右四十三ヶ條、文字不正難解事共居多有之。雖然政道の要務、武人俗吏の可及ことにあらず。無姓名無年號故、推ても難計候得共、恐らくは堀田公の諫疏の寫ならんか、仍て記し了。

一、腹中に聲ある奇病

元祿十六年京師油小路二條上ル町、屏風屋七右衛門子長三郎十二歳、當夏より相煩夜陰に及候へば熱甚敷候て、傷寒の如くに相聞候。十日許過候て腹内に聲ありて物をいふ。何事も當人より先に返答す。朝夕の食事も當人とせり合候て給申候。本人はいやといへ共、腹内にはくれよ可喰と云。然を扣候へば病人大熱指出で色々悪口す。本人は食物にて

腹張りいやといへ共、右の様故兩親無是非爲給候。醫師菅玄隆といふもの、中華には此病ありといへ共日本にては未聞之候。藥可施とて藥習を取寄候所に、其藥はいやと云。玄隆強て毎日三貼づゝ六七日服用せしむ。夫より聲嘎れ食事も不奪、十日許過て長三郎厠に往く。腹内より長さ壹尺八寸、額に一角ありて、其容蛟龍の如く成物飛出ではねまはる。兩親則打殺之。其以後長三郎本復す。

一、高田馬場女の仇討

寶永三年四月三日、東都高田馬場にて復仇の女子あり。近年尾張の浪人伊藤秀元といふもの桃町に居住す。寶永元年三月秀元妻子引具し物詣の日、於途中勝田左五太夫といふ浪人、秀元が娘名は吉といふもの容儀のよきを見初め、秀元が宅へ附來て其娘を所望す。秀元不許容。其後度々來るといへ共不同心。或時秀元於御簞笥町、夜中逢闇打死ぬ。妻子嘆之、評定所へ訴之。何とぞ存當候儀は無之哉と御尋候處、右左五太夫が様子を申す。左候はゞ重て尋出次第、御仕置に可被及と也。今茲雜司谷にて千部經會有之、幸ひ秀元の年忌に付令參詣所に、左五太夫を見付、宅をも付込